

日本国憲法に学ぶ

—「主権在民」と「基本的人権」の今日的課題—

2019年9月22日
島根県みんなで学ぶ人権講演会

I. 「令和」改元を機に「憲法」を読みなおす

(1) 平成から令和へ—「改元」とは何か

- ①広辞苑=『年につける称号。中国で、皇帝が時をも支配するという思想から、漢の武帝の時（西暦紀元前148年）に「建元」と号したのに始まる。日本では645年に「大化」と号したのが最初。天皇が制定権をもち、古くは辛酉・甲子の年のほか、即位（代始）・祥瑞・災異その他の理由によってしばしば改めたが、明治以後は一世一元となり、1979年公布の元号法も、皇位の継承があった場合に限り改めると規定』
- ②「改元」は「新しい時代」の始まりか
1. 「象徴天皇」制に対する国民の支持率80%
 2. 混迷する政治経済状況を覆い隠す根拠なき「新時代」
 3. 憲法の国事規定から遊離する「天皇」行為
 4. 歴史を忘れたがる日本人
 5. 全政党が「象徴天皇」制容認の立場

(2) 憲法基調との不協和音を奏でる「第一章天皇条項」

- ①主権在民（前文「ここに主権が国民に存することを宣言」）
- ②絶対平和主義（前文「平和のうちに生存する権利」／第2章「戦争の放棄」）
- ③基本的人権（第3章「国民の権利及び義務」）
- ④立憲主義（第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」）
- ⑤「象徴天皇」と「民主主義」は共存可能か？！

(3) 憲法「天皇」条項にかかる問題点

- ①憲法が規定する天皇の性格
 1. 象徴天皇（第1条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」）
 2. 皇位継承（第2条「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」）
 3. 国事行為（第3条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」→第7条で10項目の国事を規定）
- ②「日本国」の象徴」「国民統合の象徴」の意味の曖昧性
 1. 日本国・国民統合の「象徴」
 2. 「国体は護持された」という場合の「国体」とは何か
 3. 最近は、「天皇」の性格をめぐって、「歴史的に不親政」、「祭祀王」、「和の精神支柱」（聖徳太子の「17条憲法」）という言い方が強調

③「皇室典範」の問題点

1. 皇族の男系男子の皇位世襲制（第1条）
2. 皇族（皇后・大皇太后・皇太后・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王）という身分制（第5条）
3. 陛下（天皇・皇后・大皇太后・皇太后）・殿下（陛下以外の皇族）の敬称（第23条）

④「国事行為」（憲法7条規定）のなし崩し的拡大化

1. 国事行為の形式論理矛盾（形式的ではあれ主権在民の原理に抵触）
 - ①憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
 - ②国会を召集すること。
 - ③衆議院を解散すること。
 - ④国会議員の総選挙の施行を公示すること。
 - ⑤国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証する。
 - ⑥大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - ⑦栄典を授与すること。
 - ⑧批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
 - ⑨外国の大使及び公使を接受すること。
 - ⑩儀式を行うこと。
2. 天皇・皇族の名による「公務」化行為の拡大化
 - ①天皇の行為としての「国事行為」（公務）は、上記10項目のみに限定されており、それ以外はすべて「私事行為」
 - ②しかし、「私事行為」がなし崩し的に「公務」として扱われることは問題
 - ③ましてや、「皇族」として天皇以外の人たちの行為までが「公務」として扱われることは、憲法違反行為（「植樹祭」とか「国体」等への参加行為）
 - ④今回の即位儀式における宗教的儀式は天皇家の私事行為であるにもかかわらず、国事行為の一連のように扱われることは政教分離の原則にも違反
 - ⑤問題は、マスコミの過度な敬称表現や無批判的報道のあり方にも存在

（4）天皇規定に関わる現行憲法と明治憲法は連続か断続か

①明治憲法と現行憲法との比較

1. 両憲法における天皇制は「断絶」か「連続」か。厳密に言えば断絶であり、戦前と戦後ではまったく違うものとの認識が必要。その意味では、昭和・平成・令和が初代・2代・3代であるが、現天皇は神武以降126代目と「連続」と主張する「国体護持」論が根強く存在
2. 日本帝国憲法（明治憲法）においては、「絶対主義的天皇」の性格
 - ①万世一系の天皇統治国
 - ②男系男子の皇位世襲制
 - ③神聖不可侵
 - ④元首・統治権総攬者
 - ⑤陸海軍の統帥者
 - ⑥宣戦・講和権者
3. 両憲法の比較表

	明治憲法	現 行 憲 法
主権の所在	天皇	国民

地 位	統治権総攬者	日本国・日本国統合の象徴
根 抱	神勅	主権者国民の総意
權 能	諸大権	内閣の助言と承認憲法規定の国事行為のみ
皇室典範	最高法規	国会の定める法

②古代・中世と近世以降における天皇の権限・機能比較

古代・中世	近世後期（国学）以降
1. 「改元」という時間支配権 2. 「位階・冠位」の任命権 3. 天皇自身の「決定」による即位権 4. 神祇への祭祀権 5. 土地と戸籍による民衆支配権（租庸調税・兵役）	1. 万世一系の皇統觀 2. 祭政一致という神政的理念（国家神道・廃仏毀釈） 3. 天皇と日本国による世界支配の使命（「八紘一宇」論による侵略正当化） 4. 文明開化を主導するカリスマ的指導者 5. 家（戸籍）制度と家思想、そして同化と排除のシステム

（5）歴代天皇「126代」の意味

①天皇制の性格

- 古代天皇制における制度設計の哲学は、中国の律令制（儒教的貴賤思想）とインドのカースト制（ヒンズー教的淨穢思想）を模倣しながら、日本的な独自制度として整備されていったものである。
- 連綿として継続しているかにみえる「天皇制」は、古代天皇制（皇親政治）、中世・近世天皇制（摂関政治）、近代天皇制（絶対主義政治）、戦後天皇制（象徴政治）という時代変遷のもとで、その性格を異にしている事実を見落としてはならない。
- 「天皇」や「日本」の概念（用語）が登場するのは、天武期（673年～686年）であり、日本最古の歴史書である『古事記』（712年完成）や『日本書紀』（720年完成）の編纂が命じられた時期である。
- 『日本書紀』では、初代神武天皇の即位年を紀元前660年に設定した非歴史的な叙述になっており、日本の国の成り立ちが神話で説明されるという曖昧模糊としたものになっている。しかし、その基調は、天皇の「万世一系」論と「神聖性」（天孫降臨）論の思想で貫かれている。

②「万世一系」論

- 神武天皇から令和天皇まで126代にわたる万世一系の「美しき血の流れ」（尊崇の根拠？）
- 神武天皇は、紀元前660年（縄文時代晩期／中国春秋時代）に櫛原宮で即位
- 神武天皇以来、一貫した男系世襲

③大和单一民族論（日本人はどこから来たのか）

- 現人類（ホモサピエンス）は、すべて20万～10万年前にアフリカで誕生し、7万～6万年ほど前にアフリカを出て世界各地に移動（当初は150人ほどの集団）

①最近数十年で飛躍的に前進したDNA解析の学問である分子生物学の知見

②従来の主流学説であった「多地域進化説」を全面的に否定

③多地域進化説は、人類の進化は100万年以上前にアフリカを旅立った原人が各地で独自の進化を進めてそれぞれの地域の新人に移行したという説

④但し、直近の分子生物学の知見では、現人類（ホモサピエンス）には2%前後の旧人類（ネアンデルタール人）のDNAが混在していることも判明

【注1】人類誕生700万年の歴史の5段階=初期猿人（700万年～440万年前）、猿人（420万年～200万年前）、原人（250万年～5万年前）、旧人（80万年～4万年前）、新人（20万年前～現在）

【注2】すべての人体は、約60兆個の細胞からなり、約30億の連なったDNA（塩基）が存在し、2万～3万個の遺伝子によって形成されており、個人を特徴づけるDNAの発現は環境の影響によって大きく変化し、現在では遺伝子と環境の複雑な相互作用でヒトが形づくりしていくことが明らかになっており、血筋（血統）や家系（家柄）という概念自体を分子生物学は否定

2. 日本列島には約4万年～3万500年前に到着し、旧石器時代を形成

①大きく言って対馬ルート・沖縄ルート・北海道ルートの3方向から移動

②現認できる最初の列島到着は、対馬ルートで3万800年前

③当時の地形から推察して、3つのルートのいずれにおいても、海を渡る必要があり、造船技術（丸木舟）と航海術（天文知識）をもった「海の民」が移動

3. この旧石器時代からの連續的な末裔である縄文人（新石器時代）が、1万年以上の歴史をもつ豊かな縄文文化を形成

①縄文時代の巨大遺跡は、青森三内丸山遺跡（約5000年前）が有名だが、最近では火山灰地の下から高度な土器を持った鹿児島上野原遺跡（7000年前）も発見され、列島南北に豊かな縄文文化が存在していたことが判明

②縄文時代にも、大陸系、半島系、南方系、北方系などから列島へ渡來した多様なルーツが存在

4. 紀元前500年ころからは水稻稲作・金属器・無紋土器の技術を持った弥生人が主に大陸・半島から大量に渡來し、縄文人との混血が進み今日の歴史時代としての「日本人」が形成されており、古代から日本列島は多様なルーツを持つ人びとで形成されてきたのが歴史的事実であり、日本=「単一民族国家」論は超歴史的な幻想

【注】弥生人渡來は、本州～九州地域が中心で、北海道・沖縄にはほとんど拡散しておらず、その意味では、アイヌ・琉球人は現代日本人の直接の祖先

④古事記・日本書紀（記紀）にみる古代史の謎

1. 日本の現存する最古の歴史書は、「記紀」（古事記・日本書紀）

2. 記紀は事実関係において微妙な違いが存在しているが、日本の成り立ちを「神話」ではじめているところは共通（「天孫降臨」族は渡來人）

3. とりわけ、正史とされる日本書紀は、天武天皇（即位673年～686年）によって編纂が指示されたが、実質的な編纂作業は藤原不比等によって担われ、天武天皇没後の元正（女性）天皇期（715年～724年）に完成

4. 日本書紀は、天皇事績を中心に記録される形を取りながら、藤原摂関権力の正当性を裏付けるものとなっており、壮大な深謀遠慮のもとに編纂されており、実質的な政治経済の果実は藤原一族が占有し、失敗の責任は天皇に負わし、神聖不可侵の名もとに責任の所在を不間にする「無責任権力体制」（二重政体）を創出

5. 「天皇」「日本」の用語は、天武期に初登場し、「天皇」制権力を絶対的なものにするため、「天孫降臨論による神格化」、「万世一系論による権力世襲化」、「単一民族論による血統主義化」を体系化

⑤倭国と大和王朝は連續的継承王朝か（篡奪された歴史）

- 倭国と大和王朝は別物で、倭国より後に成立した大和王朝が中国との外交関係で倭国との継承性を僭称（「漢委奴国王」「親魏倭王」等の継承者としての振る舞い）
- 邪馬台国論争は、倭国の王都が北九州で、大和王朝の王都は畿内として理解すべきで、そこから導かれる結論は邪馬台国は北九州説が有力
- 神武東征神話は、倭国と対立していた南九州勢力（崇神朝／狗奴国？）が大和（奈良）に移動し纏向の地（桜井市）に王権樹立をした可能性を日本書紀は暗示
- 倭国の終焉は、繼体朝による「磐井の乱」平定（筑紫野王朝の壊滅527年）

【注1】日本書紀に記述されていない「倭国」・「倭の5王」—中国史書の記述

- ① 57年 倭の奴の国王、後漢に使いを送り、光武帝から「漢委奴国王」金印を受ける
- ② 107年 倭の国王、後漢に使いを送る [以上『後漢書』]
- ③ 189年 147年からの倭国大乱の後、卑弥呼が共立され邪馬台国の女王となる（248年ごろ逝去）
- ④ 239年 卑弥呼、魏に使いを送り、「親魏倭王」の金印をうける [以上『魏志東夷伝倭人項』]
- ⑤ 266年 邪馬台国の女王壱与、西晋に使いを送る（『晋書』）
- ⑥ 413年 倭王讚、東晋に朝貢（『晋書』）
- ⑦ 421年 倭王讚、宋に使いを出す
- ⑧ 478年 倭王武、宋に手紙を送り、順帝より武に「六国諸軍安東大將軍倭王」の称を授与
- ⑨ 479年 齊の高帝、倭王武を鎮東大將軍にする
- ⑩ 502年 梁の武帝、倭王武を征東將軍とする

「倭の5王」（讚・珍・齊・興・武）
時代（『宋書倭國傳』）

【注2】高句麗好太王（広開土王）碑文（414年建立）の意味

- ①四世紀末から五世紀初頭の倭国と朝鮮半島諸国との関係を語る史料
- ②倭国に関する記述は、396年、399年、400年、404年
- ③『日本書紀』には高句麗戦争の記述は不存在
- ④倭国は、朝鮮半島での緊張関係を踏まえ、五世紀に中国南朝の宋王朝（420年～479年）と直接的な外交関係を樹立
- ⑤因みに、日本古代史とかかわりの深い朝鮮三国時代（紀元前一世紀～676年）は、高句麗（紀元前一世紀～667年）、百濟（346年～663年）、新羅（356年～676年統一新羅）と加耶諸国連合（弁韓～562年）の四勢力鼎立時代
- ⑥参考までに、朝鮮半島の歴史は、古朝鮮時代（「檀君朝鮮」・「箕子朝鮮」・「衛氏朝鮮」紀元前195年～紀元前108年）、三国時代（紀元前1世紀～676年）、統一新羅時代（676年～935年）、後三国時代（9世紀～936年）、高麗時代（936年～1392年）、李氏朝鮮時代（1392年～1897年）、大韓帝国時代（1897年～1910年日韓併合条約）、日帝植民地時代（1910年～1945年）、戦後朝鮮戦争により大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との分断時代
- 5. 王朝交替の隠蔽はあったのか（今日の天皇系統は繼体王朝系）
 - ①崇神王朝（10代／推定165年～198年／加耶系渡来人）
 - ②応神王朝（15代／推定335年～354年／百濟系渡来人）
 - ③繼体王朝（26代／507年～531年／応神5世孫・新羅系渡来人）
- 6. 古代史にかかわるその他の重要争点
 - ①倭・倭人は長江文明地域の末裔か？（黄河文明の漢民族による蔑視呼称）

- ②出雲神話は蘇我一族の歴史の投影か？
- ③纏向遺跡は崇神王朝の王都か？（主要勢力は吉備＝物部一族か？）
- ④東北蝦夷、南九州熊襲・隼人、土蜘蛛の被制圧後の歴史は？
- ⑤聖徳太子は実在したか？

(6) 再び「象徴天皇」とは何かを考える

①「象徴天皇」制擁護の思想的起源

1. 津田左右吉（歴史家）＝「精神的權威」論・「權力と權威の分掌による二重政体」論・「国民的結合の中心であり国民的精神の生きた象徴」論・「われらの天皇＝民衆との歴史的不対立の存在」論・「不親政」論（『建国の事情と万世一系の思想』1946年4月＝昭和天皇による「人間宣言」直後の論文）
2. 和辻哲郎（思想史家）＝「国民の総意＝全体意志」論・「国民の生ける全体性の表現者」論・「文化共同体統合の中心」論（『国民全体性の表現者』1945年・『国民統合の象徴』1948年）
3. 石井良助（法制史家）＝「天皇不親政」論（『日本法制史概説』1948年・『天皇一天皇統治の史的解明』1950年・『天皇一天皇の生成および不親政の伝統』1982年）

②戦後の象徴天皇制を擁護してきた上記の思想は、今日においてもなお生き続けており、戦後民主主義との共存共栄のために用意された思想であり、天皇の戦争責任を免責するための論理の役割

③問題は、戦前の偏狭な国体論者や右翼イデオロギーによって、象徴天皇制を支える論理が用意されたのではなく、むしろそれに批判的であり時には軍部から弾圧された自由主義陣営の思想家（津田・和辻・美濃部等々）たちによって生み出されたという歴史的事実を深く受けとめ、天皇制にかかる歴史や思想を事実によって批判的に検証し、相対化・無化していく現実的な営みが必要であると同時に、民主主義とは完全に背理関係にある「天皇制」を思想的にも制度的にも自然に「死滅」させていく不断の努力が重要不可欠

(7) 被差別部落の成立起源は天皇の神聖性保持が目的

①古代律令制下における土地制度である班田収受制や租・庸・調の税制、防人や九州の熊襲および東北の蝦夷征討の兵役義務などは農民の大きな負担となっており、天変地異の凶作や飢餓・疫病などが重なると、逃散という形で土地を捨て流浪化する多くの人びとが各地の寺社周辺や河原などに住みつくようになる。河原者（濫僧・屠者）の出現である。これらの人びとは、山の民や海の民などとともに、古代律令制における五色の賤（陵戸・官戸・家人・公奴婢・私奴婢）の身分から外れた存在である。

②古代律令制は9世紀末くらいから崩壊しつつあったが、平安京時代に天皇が都する京都では、天皇の守護神社である鴨御祖社（下鴨神社）の南側の河原に多数集住している河原者の存在が問題視され、『延喜式』（927年制定・967年施行）で追放命令（「およそ神社の四至之内…死人を埋蔵するを得ず。およそ鴨御祖社南辺は、四至の外にありといえども、濫僧・屠者等、居住するを得ざれ」）が出され、追放と再集住のイタチごっこが繰り返される。

③そこで、天皇の直属の治安警察部隊である檢非違使（9世紀初めに嵯峨天皇期に設置）の管理支配のもとに、下鴨神社南辺の河原者を周辺の地に囲い込んで移転定住させ、天皇の神聖性を守るために、人や動物の死骸の処理や汚物の清掃など清目の仕事を任務として担わせるようになる。この状況が、11世紀初めの『小右記』（1015年）

や『左経記』(1016年)に記されており、文献上確認できる最初のものである。したがって、今日につながる被差別部落の成立の起源は、平安中期で中世初期の10世紀半ばから11世紀初頭に求めることができる。

- ④この「やり方」が地方各地に広がっていくことになるが、各地の被差別部落の成立は、地域事情によって一様なものではなく独自の呼称や形態と歴史を有しているのが特徴である。いわば、「強固な慣行・習俗」として被差別部落は、鎌倉・室町・戦国・桃山の時代に存在し続けるのであるが、太閤検地で人と土地が登録されはじめ、「穢多・非人等」の呼称をもって身分制度（身分・職業・居住の固定）として確立するのは江戸時代である。江戸幕藩体制の確立のもとで、関八州における「浅草弾左衛門」支配の賤民制度（穢多・非人等の序列支配体制）が整いはじめるが、関八州以外の各地の独自な「慣行・習俗」は継続されていた。宗門改制度（1671年）が身分の固定化に大きな役割を果たすが、法令的に制度化されるのは「安永の御触書」（1778年）という身分の規制・統制法令によってである。但し、法制度的には確立したが、現実の実態は、各地での独自性を有していたことが歴史的事実である。
- ⑤結論的にいようと、今日の被差別部落は、天皇の神聖性を守るために平安時代中期に成立の起源を見ることができ、法制度的に確立するのは江戸時代中期であるということである。いずれにしても、天皇制と部落差別の問題は、「貴族あれば賤族あり」（松本治一郎）という視点を堅持して論及することが肝心である。

II. 「主権在民」は民主主義の根幹

(1) 民主主義の原理に基づく人権の制度設計に関わる基本的な考え方

- ①人権とは、人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利
- ②民主主義とは、この人権に対応し、その権利の実現をめざす政治システム（人民主権）
- ③同時に、民主主義に内在する価値として「平等」を重視（人民間平等／平等の原則を侵害する自由は制限＝「表現の自由は譲ることのできない権利ではあるが、差別する自由はない」）
- ④人権の核心は、「平等的尊厳」（憲法14条／「人権に軽重はない」と「人間的生存権」（憲法第25条／「すべての生命は生きる価値がある」）であることを確認
- ⑤人権・民主主義は発展の概念であり、常に完全無欠なものではなく、足らざるところを補完する「不斷の努力」（憲法第12条）をしながら発展していくが故に、「少数意見の尊重」と「抵抗権」（異議申し立ての権利）の保障が必須
- ⑥この基本姿勢から、「すべての人」が基本的人権を享受できる普遍的（一般対策）制度を確立しつつ、施策的には「尊厳と生存」を重視した政策的優先順位を可能にする緊急避難的・補完的選別主義（特別対策）制度を作つておくという二元システムは、平等の実質化をめざす民主主義的制度の要諦
- ⑦その意味では、政策・制度の根底に「個人尊重と幸福追求権」（憲法第13条）を念頭に置いて将来展望・自己実現を望むことができる希望のある制度設計が必要

(2) 人権の基礎構造改革の全体像

- ①人権・民主主義に関わっての意識改革が喫緊の課題
- ②人権侵害被害者への救済制度の確立（個人の権利回復への行政支援制度）→「人権委員会」設置（救済・防止・伸張機能）

- ③差別禁止法の制定（人種差別撤廃条約の具体化）　】「包括法」
- ④人権基本法の制定（国際人権規約の具体化）　】
- ⑤差別禁止法・人権基本法具体化への「個別法」制定（差別解消3法・L G B T法案等）
- ⑥「人権省」（仮称）創設をはじめとする行政機構の整備
《自治体レベルでは国政レベルの法制度を条例制度に置き換えて構想》

（3）人権・民主主義をめぐる論点整理

- ①民主主義と自由主義における「平等観」の相似・相違性
 - 1. 民主主義と自由主義は、近代社会（資本主義社会）の「自由と平等」の原理を牽引している両輪の原動力
 - 2. 民主主義は、人間の複数性・人類性を前提にした他者との関係における「平等」性を重視する思想であり、常に他者に対する想像力を働かせる共生の権利を重視
 - 3. 自由主義は、個人の絶対的な自由と規制なき経済の自由を重視する思想であり、機会の平等は求めるが、結果の平等は競争における自己責任として軽視・無視
 - 4. その意味では、個人の尊重とか自由の権利を大事にする点で、民主主義と自由主義は多くの面で親和性・相似性を有しているが、「平等観」において決定的な相違性が存在
 - 5. その相違性は、人権・福祉・教育・就労・医療などの社会政策に端的にあらわれ、社会的矛盾を個人（家的家族）の責任で解決しようとする政策と社会的包摂によって解決しようとする政策との違いとして表出
 - 6. この違いが、人権・福祉などの社会政策立案において、民主主義と自由主義との価値観をめぐる激しい思想闘争として、政策論争が引き起こされることは必至
- ②新自由主義は、自由主義的原理主義の主張（民主主義に妥協した自由主義の復権）
 - 1. 今日の新自由主義は、ネオリベラリズム（Neoliberalism）であり、個人主義的・自由放任主義的な初期の古典的自由主義に対して、社会的公正の重視や自由な個人や市場の実現のためには政府の介入も必要との考え方から社会保障なども提唱したニューリベラリズム（New liberalism）とは違って、社会自由主義や社会的市場経済に対して個人の自由や市場原理を再評価し、政府による個人や市場への介入は最低限にすべきと提唱
 - 2. 「小さな政府（福祉国家の否定／福祉・公共サービス・公営事業の縮小と民営化）」、「規制なき自由競争（個人責任の徹底）」、「グローバル経済（新植民地主義）」、「ト リクルダウニ経済」などが主張の特徴であり、「弱肉強食」「格差拡大」「分断」社会を生みだした諸悪の根源として「左翼」系から批判
 - 3. しかし、これらの主張は、近代初期を牽引した自由主義の主張と同様のものであり、新自由主義は自由主義の原理的主張（競争志向を正当化する市場原理主義）
 - 4. それが、新自由主義と呼ばれるのは、近代社会の進展のもとで民主主義（ある面では社会主義）と妥協した主張（非差別・平等政策やケインズ的経済政策等）をとらざるを得なくなった修正自由主義を、東西冷戦構造の終焉・グローバル経済の進展のもとで、再び「本来の自由主義の原理に立ち返れ」という主張
 - 5. したがって、新自由主義に対置する政治的主張として「リベラリズム」（自由主義）を標榜するのは、ニューリベラリズム（社会自由主義・社会的市場経済）的な主張を意味しているとしても、「同じ穴の貉」の論理に帰着
 - 6. 新自由主義に対置する思想的立場は、「自由主義」ではなく、「民主主義」であることを堅持する姿勢が必要
- ③多様な価値観の承認と譲ることのできない価値観の堅持

1. 全体主義や独裁主義による「1つの価値観」への統合（同化・排除）に抗し、「多様な価値観」を承認し、「多文化共生」社会を実現していくことは、他者との平等な関係性を重視する民主主義の真髓
2. しかし、多様な価値観の承認を基本にしながらも、「平等の原則を否定する価値観」は断固として拒否するという原則を堅持することが肝要
3. この姿勢を堅持しないと、「表現の自由」（多様な価値観）の名のもとに、「差別言動」（ヘイトスピーチ）すらも許容し、規制することができなくなる危険性
4. 同時に、規制はしても排除はしないという姿勢が必要であり、間違っている「少数意見」でも「継続した対話」の場のなかで、時間をかけても「合意」に近づけていくという「不斷の努力」が必要であり、民主主義実現への重要なプロセス

④憲法上の「権利」「義務」規定の問題

1. 憲法上の「義務」規定は、憲法第99条に明示されているように、主権者が権力行使者に憲法の遵守義務を課せるものであり、主権者である人民に課すべきではないのが立憲主義
2. したがって、「第3章 国民の権利と義務」、第26条「教育の権利と義務」、第27条「勤労の権利と義務」などの規定は、立憲主義に違反
3. 具体的には、「すべての国民は、…能力に応じて、教育を受ける権利を有する」「すべての国民は、…その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」（憲法第26条）、「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」（憲法第27条）と規定
4. 教育・勤労条項に「義務」規定を入れている国家意志に、「勤勉」を至上価値とする伝統的な倫理観を潜在させていることに留意
5. 「勤勉・僕約・自己責任」という倫理観のもとに、社会的ニーズや社会的リスクを個人責任に転嫁する社会政策を明治以降の歴代政権は実施し、結果的に今日の夥しい社会的分断を招来してきた事実を明確に認識

⑤憲法上の「公共の福祉」規定の曖昧性（自由・権利の制限条件）

1. 憲法第12条（自由・権利の保持の責任とその乱用禁止条項）、憲法第13条（個人の尊重と幸福追求権条項）、憲法第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由条項）、憲法第29条（財産権条項）には、「公共の福祉」の名のもとに制限条件が付与
2. 問題は、「公共の福祉」の概念が「社会構成員全体の共通利益」と説明されているが、実に曖昧な規定でありが故に、権力の恣意が介入する危険性
3. 自民党の憲法改正案では、この「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に改定する提案がなされており、治安対策的な国家意志が顕著
4. 「公共の福祉」規定については、国連自由権規約委員会から「国家権力の恣意性によって基本的人権が制約される恐れがあり、規約違反に繋がる危険性がある」と何度も「懸念」表明
5. 国際人権自由権規約は、第4条において、「基本的人権の制約」にかかわって厳密に規定しており、「国民の生存を脅かす公の事態」の場合のみに限定しており、その場合も非差別・平等の原則の堅持と絶対的人権ともいべき権利は制約されないことを明示しており、これに準拠した規定が必要

III. 「基本的人権」を確立するための今日的課題

(1) 差別撤廃・人権確立にむけた当面の3大戦略課題

- ①「人権の法制度」確立の課題〔国際人権基準を踏まえ、社会的排除・忌避・孤立を許さないシステムの構築による日本社会の変革〕
 - 1. 国内人権委員会の設置を中心とする人権侵害救済法と差別禁止法の制定
 - 2. 狹山事件の完全無罪と取り調べの可視化等司法の民主的改革の実現
 - 3. 「戸籍法」などの差別的法制度の改廃
 - 4. 社会的排除・忌避・孤立を許さないシステムの全体像の構築
 - 5. 差別撤廃・人権確立を推進する行政機構の創設（「人権省」等の創設、人権啓発センターの体制と活動の充実）
 - 6. 差別撤廃・人権確立推進の市民活動との協議（市民参加）の仕組みの構築
 - 7. 社会的価値観をめぐる激しい闘いになることへの覚悟（政治闘争化が必至）
- ②「人権のまちづくり運動」推進の課題〔新たな共同体創出への豊かな人間関係を紡ぎ合う協働・共生の場としての関係性づくりの構築〕
 - 1. 地域福祉運動、地域教育運動、地域就労支援運動などの具体的課題を通して、重層的にさまざまな人びとが結びあうネットワーク運動
 - 2. 無知と無関心が呼び起こす差別・偏見を、知り合い繋がり合う関係の中で克服していく協働の場づくり運動
 - 3. 社会的起業・企業などの地域経営の視点をもった持続可能な人権市民運動
 - 4. 人権・民主主義を地域・生活圏域から具体化していく広範な住民の「平等・参加・自治」基盤にした取り組みを支援する「人権のまちづくり推進条例」（労働・教育・福祉等の個別条例も可）の制定運動
- ③「人権教育・啓発運動」推進の課題〔人間の生き方への真摯な追究にもとづく新たな社会的価値観の創出にもとづく人間変革の実現〕
 - 1. 差別問題から「人間の存在証明」の方法を問い合わせ直す嘗み〔人間解放の思想〕
 - 2. 「人間を尊敬する」ことからつくりあげる共生きの思想〔共生の思想〕
 - 3. 人と人の豊かなつながりを紡ぎ合う関係づくり〔反差別の思想〕
 - 4. 人権教育・啓発推進法や「人権教育のための世界プログラム」の具体的活用
 - 5. 道徳教育と人権教育の統一的展開による真の道徳教育を創出

(2) 民主主義を実体化する反差别人権運動

- ①中央政治に期待できない現状を打破する生活圏域からのボトムアップの挑戦
 - 1. 地域・地方から民主主義の根本である「平等」「参加」「自治」のシステムを創り出し、「民主主義を習熟」する場づくりで個々人の人間変革
 - 2. 生活圏域において、住民に密着した共通の生活課題を取り上げ、みんなが「幸福の平等」を享受できる取り組みを追求（世界人権宣言第22条「社会保障を受ける権利」の視点からの社会保障政策充実による安全安心社会の確立）
 - 3. それぞれの地域の特色を生かした「人権のまちづくり」運動の展開により、地域共同体を共生の場へと変革
- ②家族・教育・就労・福祉・住宅政策を不可分とする総合政策の実施
 - 1. 旧態依然とした画一的な「家族」モデルを脱却して、多様な家族形態を前提にした多様なライフスタイルに対応する社会政策の実施
 - 2. 人生の大きな転機の基盤となる幼年期・青壮年期・高齢期のライフステージにおいて、「子育て・就学前教育の充実」、「教育の無償化・奨学給付金制度・就労支

援制度・同一価値労働同一賃金制の確立」、「年金制度の充実」などをはかり、世代間対立や所得階層間対立を解消する基盤の整備

3. 「持ち家」を基本とする住宅政策ではなく、多様な家族形態に対応できる「居住移転の自由」を選択できる住宅の提供（民間立住宅と公立住宅とで遜色ない行政サービス支援制度の確立）
4. これらの政策を不可分のものとして一貫した総合政策を展開していくために、「人権のまちづくり」「共生のまちづくり」支援の法制度・条例確立運動を展開

③地域ネットワーク形成のなかから民主主義の実質化を実現

1. 小学校区くらいを最小単位とする「まちづくり」で民主主義実現の場づくり
2. 各地の「まちづくり」運動を網の目のようにネットワークし、「平等・参加・自治」を基軸とする市民運動的な政治勢力を形成
3. この力を全国化し、中央政府・地方政府の民主的変革を実現

④普遍主義（一般対策）と選別主義（特別対策）の二元システムの承認

1. 財源の問題や社会的成熟度から、一気に「普遍主義（一般対策）」的制度の施行は困難をともなうという事情や普遍主義的制度も常に完全な制度ではなく制度からの落ちこぼれが起きるという事情から、緊急避難的・補完的制度として「選別主義（特別対策）」的制度を併用する二元システムを承認する合意が必要
2. これは、例えれば、医療における「根治療法」と「対処療法」の併用システム
3. 民主主義の原理からの人権確立への制度設計に関わる基本姿勢
 - ①人権とは、人間が人間として存在するために譲ることのできない諸権利
 - ②民主主義とは、この人権に対応し、その権利の実現をめざす政治システム（人民主権）
 - ③同時に、民主主義に内在する価値として「平等」を重視（平等の原則を侵害する自由は制限=「表現の自由は譲ることのできない権利ではあるが、差別する自由はない」）
 - ④したがって、人権の核心は、「共生的平等権」（人権に軽重はない）と「平和的生存権」（すべての生命は生きる価値がある）であることを確認
 - ⑤この基本姿勢から、「すべての人」が基本的人権を享受できる普遍的（一般対策）制度を確立しつつ、施策的には「尊厳と生存」を重視した政策的優先順位を可能にする緊急避難的・補完的選別主義（特別対策）制度を作つておくという二元システムは、平等の実質化をめざす民主主義的制度の要諦

（3）国際人権基準を具体化する反差别人権運動

①差別撤廃への人類の叡智と今日的な基準

1. 国連憲章前文=「…言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各國の同権とに関する信念をあらためて確認…」
2. 世界人権宣言前文=「…人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし…」（「平和宣言」ではなく「人権宣言」とされた意味）
3. 世界人権宣言の基本精神
 - ①人権と平和の不可分性
 - ②非差別・平等の原則
 - ③人種主義の抑止

④国際関心事項としての人権

⑤人権はすべての人民とすべての国とが達成すべき共通基準

4. 差別認識の4指標

①差別は、いかなる意味においても合理的根拠をもたない。(差別の非合理性)

②差別は、差別される人の「人間の尊厳」を損ない、差別する人の「人間性」を損なう。(差別の双方悲劇性)

③差別は、社会の平穏と世界の平和を脅かす。

④差別撤廃は人権確立の基礎であり、人権確立は平和実現の基礎である。

5. 差別撤廃方策への基本的な視点

①差別は犯罪であるとの認識

②差別の結果に対する救済措置

③差別の原因に対する是正措置

④差別の再発防止にむけた法制度確立と社会意識形成

②差別撤廃への5つの基本方策と日本の課題

1. 第1方策=『差別の法的禁止及び被害者救済制度の確立と差別的法制度の改廃』

①「差別は犯罪である」との国際認識

②「犯罪は法律によって禁止され罰せられる」ことが必要

③したがって、「差別は法的に禁止されなければならない」ことが必然

④例えば、人種差別撤廃条約の第4条はその典型的事例

⑤差別禁止法は各国で独自に制定されてきているが、特にドイツの憲法・基本法・刑法規定による差別禁止は有名

⑥障害者差別解消法の成立(2013年6月／2016年4月施行)と障害者権利条約の批准(2013年12月)

⑦民法における婚外子差別の規定を違憲とした最高裁判決(2013年9月)は、差別的な法制度の改廃を要求し、同年末に国会は民法を改正

⑧ヘイトスピーチに対する一連の違法判断(京都地裁判決=2013年10月、大阪高裁判決=2014年7月、最高裁判決=2014年12月)

⑨ヘイトスピーチ解消推進法(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)が、2016年5月(6月施行)に成立

⑩部落差別解消推進法(「部落差別の解消の推進に関する法律」)が、2016年12月に成立・施行

2. 第2方策=『差別の累積的結果に対する積極的は正・救済措置』

①積年の差別の結果によりもたらされた個人や集団に対する不利益は、公的責任において積極的な是正・救済措置をとることが義務づけられること。

②例えば、アメリカのアファーマティブアクションやインドのリザベーションシステムなどの措置はよく知られている事例。日本でも、個別的であるが、同和対策事業特別措置法やアイヌ文化振興法、男女雇用機会均等法、障害者法定雇用率などは、この種の差別撤廃に向けた積極的は正・救済措置。

③重要なことは、この積極的措置は「平等の実質化」をはかる具体的措置であり、「平等の原則に反しない」との基本姿勢を堅持すること。

④同時に、これらの措置が既得権化したり特権化したりしないようにするためにも、明確な目標設定を行い、目標が達成されたら直ちにやめることが必要であり、有期限的な措置にすることが肝要。

⑤目標達成の判断は、恣意性を排除するためにも、科学的な差別実態把握の調査と分析に基づくことが不可欠。

3. 第3方策=『差別意識の克服にむけた人権教育・啓発の強化』

- ①差別意識の克服は「教育に始まって教育に終わる」と言われるように、教育・啓発が決定的に重要。
- ②したがって、公教育やメディアにおける人権教育・啓発の取り組みが義務づけられること。
- ③国連は、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」として定め、「教育、啓発、宣伝、情報提供を通じ、知識や技能を伝え態度を育むことにより、人権文化を世界中に築く取り組み」(「10年」の定義)を展開。国連行動計画の柱は次の通り。
 - ④学校教育、社会教育にかかる指導者に力を注ぐ。
 - ⑤一般民衆に、国際的な人権文書について情報提供する。
 - ⑥非識字者、不就学者、障害者にもメディアを駆使して学習機会を提供する。
 - ⑦女性、子ども、高齢者、マイノリティ、難民、先住民、生活困窮者、HIV感染者・エイズ患者など、社会的に弱い立場にある人びとの人権に特に重点をおく。
 - ⑧警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師および教育課程作成者、軍人、国家公務員、開発および平和維持に携わる人びと、NGO、メディア、公務員、議会関係者、並びに人権の実現に影響を与える特別な地位にある人びとに対する研修をとくに重視する。
 - ⑨幼児教育、小・中・高校・大学、成人教育などに人権教育を導入し、それに応じた教材を開発する。
 - ⑩NGO、労働団体、雇用者団体、労働組合、マスメディア、宗教組織、地域組織などが教育プログラムを開発できるように支援する。
- ⑪日本でも「人権教育のための国連10年」を受けた取り組みがなされたが、実質的には前記④項のみの取り組みに限定。なお、「10年」の期限後は、「人権教育のための世界プログラム」として取り組みが現在も継続。
- ⑫2000年には「人権教育・啓発推進法」が制定。

4. 第4方策=『個々人の違いを認め合う共生の権利の承認』

- ①共生の権利は、「人間の尊厳」や「生存権（生命権）」とともに人権概念におけるもっとも核心的な部分。
- ②人間は、一人ひとりの尊厳において平等であるが、一人ひとりがすべて違いをもっているかけがえのない唯一無二の存在であることを確認し、「違いを認め合いながら共に生きていくこと」の承認。
- ③同時に、「人間の尊厳」が、「個人としての人間の尊厳」（唯一性・自律性）と「社会的存在としての人間の尊厳」（普遍性・多様性）との両義性から構成されることを考える時に、「共生の権利の承認」は極めて重要な方策。
- ④このことは、「社会的存在」であるが故に対等・平等の互恵関係（共生関係）を結び合い、「個人」を尊重するという基本を堅持しつつもその絶対的優位性や劣位性を認めないという原則が導かれ、「個人」はある面で「社会的存在」からの制限を受けざるを得ないという調整機能が必要。（共同的関係性を前提とした主体性の確立）
- ⑤今日では、人間中心主義の社会ではなく、「生態系のもとにおける人間の尊厳」という概念へと発展しており、「人間の傲慢性」を排して、人間以外の生命体との相互依存の関係としての共生の権利という考え方が定着化。

5. 第5方策=『国内人権機関の設置による差別の防止・救済策と人権伸張策の実施』

- ①国連段階では、1980年代までに人権基準に関する設定作業をほぼ終えたとの認識にもとづき、1990年代からは、この国際人権基準を各国が責任をもって遵守し伸張させていくことを要請。
- ②1993年の国連主催の世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択してこの方向を具体化し、その国内実施機関としての国内人権機関の設置を各國に要請。
- ③国内人権機関のあり方については、1991年に「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）勧告を採択し、1993年の国連総会で採択。それ以降、各国で設置される国内人権機関はパリ原則に基づくことが義務化。
- ④2012年時点では、既に100カ国を超えて国内人権機関が設置されているが、アジア地域では17カ国にとどまっており、先進国である日本の未設置状況に対する国際的な批判が集中。
- ⑤2002年に小泉政権により国会提出された「人権擁護法案」（廃案）や2012年の野田政権が準備している「人権委員会設置法案」などは、国内人権機関の設置を柱とする法案であり、日本の人権政策確立にとっての試金石。
- ⑥2012年12月に発足した第2次安倍内閣は、「人権委員会設置法案」に反対表明をして完全に黙殺した状況。

（4）水平的・社会連帯実現への広範なネットワーク形成

①部落問題解決への独自課題と協働課題

1. 部落問題固有の独自課題

- ①「部落差別をする理由」（歴史性・社会性）→差別する論理の解体
- ②「歴史的集住性に特徴をもつ地域性」（地域性）→安心と安全の快適な地域

2. 社会連帯実現への協働課題（社会権的人権の確立課題）

- ①「労働する権利」（社会権規約第6条～8条／憲法27条）
- ②「社会保障を受ける権利」（社会権規約第9条～12条／憲法第25条）
- ③「教育を受ける権利」（社会権規約第13条～14条／憲法第26条）

②水平的・社会連帯の実現を目的とする部落解放運動

1. 「3つの保障」充実化による水平的・社会連帯の実現

- ①差別を許さない人権保障
 - ②排除を許さない社会保障
 - ③戦争を許さない安全保障
- 世界人権宣言の基本精神である「平和実現の基礎は人権確立であり、人権確立の基礎は差別撤廃である」を具体化する取り組み

2. 人権保障の要点

- ①平和的生存権（安全と安心の下で生活する権利／「すべての生命は生きる価値がある」）
- ②共生的平等権（他者存在との共生を前提にした尊厳の平等権／「人権に軽重はない」）
- ③「社会保障を受ける権利」「労働する権利」「教育を受ける権利」（社会権的人権）を具体化する人権保障政策の展開

3. 社会保障の要点

- ①社会保障の論理は資本主義・自由主義の論理からは出てこないことに留意
- ②民主主義の観点から考え出されたシステムが社会保障の体系（社会保障政策をめぐって民主主義と自由主義・新自由主義とは絶えざる激突＝平等観の相違）
- ③日本の社会保障政策の今日的4本柱（生活万般のリスク対応の壮大な制度体系）

- ④社会保険（医療保健・介護保険・年金保険・雇用保険の4分野）
- ⑤社会福祉（障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉）
- ⑥公的扶助（生活保護制度）
- ⑦保健医療・公衆衛生（医療保健事業・母子保健・食品医療品の安全確保）

4. 安全保障の要点

- ①沖縄基地問題を焦点化した日米地位協定の検討（沖縄差別の撤廃）
- ②憲法9条堅守への実効的対抗策の検討（自衛隊の位置づけと自衛権問題）
- ③東アジア共同体構想の具体化（日米安保の見直し）

5. 民主主義の原理から「3つの保障」に関わる制度設計を追求する部落解放運動

- ①民主主義の本質は人民主権（主権在民と自決権）
- ②人民主権の前提となる原則は人民間平等（共生的平等権）
- ③平等の原則を実質化する自由の権利（平等の原則を侵害する自由は制限）
- ④社会的弱者救済を重視する平等の実体化（形式的平等から実質的平等へ）
- ⑤「普遍」と「選別」の二元システムの承認（「合意」への「持続的対話」）

（5）社会的分断から社会的連帯を実現する社会政策への転換

- ①明治以降の伝統的な税財政・社会政策が社会的分断を生みだしていることを徹底的に明らかにし、この構造を根本的に変革することなく、あれこれの手法を講じても結局は新たな分断を創り出すのだという共通認識を確立することが重要
- ②社会的分断から社会的連帯への社会政策の転換を明確に打ちだし実践することが肝要
- ③分断された人びとの不平や不満、孤立感はどこに吸収されているのか
 - 1. 安倍自民党（憲法改正・経済・外交／改革・実行力・安定）、橋本維新（大阪都構想・公事業民営化・既得権益層批判／改革・実行力・構想力）、小池都民ファースト（自民独裁構造打破／改革・実行力・パフォーマンス力）
 - 2. 求心力は、「改革・実行力」と「安定」であるが、これが新自由主義路線のもとで強調され、野党側が「保守」的抵抗勢力化しているという逆転現象
- ④「自民党」と「無党派党」の二大政党に吸収されている多くの人びとの不平・不満・孤立感を野党諸派が吸収しきれないところに現状の悲劇があり、対抗軸としての民主主義的路線が不透明なところが大きな問題であり、結果として変わらない政治への諦め（シラケ状態）や無関心を引き起こし、今夏の参議院選挙でも投票率が5割を割り込むという事態を現出（「リベラル」の意味合いの整理）
- ⑤社会的必要（ニーズ）や社会的リスクを個人責任に転嫁することなく、社会構成員全体で共有する社会政策への転換によって真の社会連帯を実現していく社会的土壌（基盤）を形成していくことが急務

（6）当面する検討課題

- ①「人権の基礎構造改革」構想と基本計画の策定（人権の法制度確立策）
 - 1. 全体構想の共有（社会権の人権への着目と障害者雇用・外国人労働者問題からの切り口によるアプローチ）
 - 2. 包括法と個別法に関する法理論的整理
 - 3. 個別具体法では救済システムと異議申し立てシステムが不可欠
- ②「自活力・他尊力・地域力」の強化支援策の充実（まちづくり運動推進策）
 - 1. 住民「参加」の場づくりを促進する総合的行政支援策のあり方
 - ①共同的関係性に裏付けられた主体性の確立（自活力）

- ②「人間を尊敬する」他者対等の平等性の徹底（他尊力）
 - ③互助・相互理解と合意への場づくり（地域力）
 - 2. 住民・NGOのネットワーク形成と合意を求める「自治」への熟練方法のあり方
 - 3. 「他者への想像力」、「人間を尊敬する」という民主主義的理念の浸透方法のあり方の模索と実践
- ③分断を生まない「希望ある未来」への税財政制度戦略
1. トリクルダウン経済からエンブレース経済への転換（個別具体策からの提案）
 2. 「3つの貧困」・「格差拡大」是正への挑戦（格差における下限制と上限制の設定）
 3. 「税と社会保障」の一体改革（消費税・法人税・累進課税・相続税等の財源追求）

以 上
(文責 谷元昭信)

【消費税と法人税に関するメモ】

- ①日本の法人税（現在 23.2%）は世界的に高額か→実質法人税率は？

	経常利益	法人税収	実質法人税率	通常法人税率の法人税収	差額
2013 年	72.7 兆円	10.5 兆円	14.4%	16.9 兆円	6.4 兆円
2015 年	80.9 兆円	10.8 兆円	13.3%	18.8 兆円	8.0 兆円
2017 年	96.3 兆円	12.0 兆円	12.5%	22.3 兆円	10.3 兆円

- ②消費税増税と法人税減税は常にセットにされてきた日本の税財政

1. 消費税導入時（1989 年）
2. 3 %から 5 %への引き上げ時（1997 年）
3. 8 %への引き上げ時（2014 年）
4. 19 兆円もあったかつての法人税収が現在では 10 兆円前後であり、消費税収 17 兆円であることを考えると、消費税収の半分以上が法人税減税分の補填に充当

- ③法人税減税への抜け道＝「租税特別措置法」（日本特有の大企業優遇措置制度）

1. 「研究開発費減税」（2003 年導入）→「試験開発をした企業はその費用の 10 %分の税金を削減」（=実質的には大企業の法人税を 20% 削減）
2. 「外国子会社からの受取配当の益金不算入」（2008 年導入）→「外国の子会社から配当を受け取った場合、その配当収入は課税対象から除外」
3. この結果、バブル崩壊以降に日本企業が 446 兆円もの内部留保を保有するという先進国でも稀な「タックスヘイブン」状況を現出

- ④法人税の引き上げは、大企業の海外移転を促進するか？

1. 企業の海外移転の理由＝土地代・材料費・人件費が安価（日本企業全体の年間売り上げは 1500 兆円前後であり、諸経費の支出は 1400 兆円超＝ 90% 超であることをみると、法人税は 10 兆円前後であるから 1% 程度の軽負担）
2. その意味では、法人税が高いから海外移転するというのは根拠薄弱であり、法人税が倍増したとしても、海外移転するリスクなどから考えれば、賢明な選択肢ではないことは明白

（参照 大村大次郎・元国税調査官『メルマガ』）

大日本帝国憲法と日本国憲法の天皇関連規定

大日本帝国憲法（明治欽定憲法）	日本国憲法（現行憲法）
第1条 大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス	第1条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の在する日本國民の総意に基づく。
第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス	第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。
第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ	第3条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。
第4条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ	第4条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する權能を有しない。
第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス	第6条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣總理大臣を任命する。
第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム	2 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
第13条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス	第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行う。 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 荣典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行うこと。
【旧皇室典範】	第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教團体も、國から特權をうけ、又は政治上の權力
第1条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス	
第10条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク	
第11条 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ	
第12条 践祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ	
第17条 天皇太皇太后皇后ノ敬稍ハ陛下トス	
第18条 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ敬稍ハ殿下トス	
第34条 皇統譜…ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尚藏ス	
第35条 皇族ハ天皇之ヲ監督ス	
第39条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル	
第40条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル	
第42条 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス	
【登極令】	
第2条 天皇践祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム元号ハ枢密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅	

定ス

第3条 元号ハ勅書ヲ以テ之ヲ公布ス

第4条 即位ノ礼及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於
テ之ヲ行フ

大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル後続テ之
ヲ行フ

第8条 大嘗祭ノ斎田ハ京都以東以南ヲ悠
紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地
方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス

第10条 稲実成熟ノ期至リタルトキハ勅
使ヲ発遣シ斎田ニ就キ抜穂ノ式ヲ行ハ
シム

第14条 即位の礼及大嘗祭ハ附式ノ定ム
ル所ニ依リ之ヲ行フ

附 則 (昭和二年皇室令第十七号)

を行使してはならない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他の
いかななる宗教活動もしてはならな
い。

第9条 天皇又は摂政及び国務大臣、国
会議員、裁判官その他の公務員は、こ
の憲法を尊重し擁護する義務を負う。

【皇室典範】

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子
が、これを継承する。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直
ちに即位する。

第5条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、
親王妃、内親王、王、王妃及び女王を
皇族とする。

第8条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇
太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇
太孫という。

第9条 天皇及び皇族は、養子をするこ
とができる。

第10条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇
室会議の議を経ることを要する。

第12条 皇族女子は、天皇及び皇族以外
の者と婚姻したときは、皇族の身分を
離れる。

第15条 皇族以外の者及びその子孫は、
女子が皇后となる場合及び皇族男子と
婚姻する場合を除いては、皇族となる
ことがない。

第23条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太
后的敬称は、陛下とする。

2 前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿
下とする。

第24条 皇位の継承があったときは、即
位の礼を行う。

第25条 天皇が崩じたときは、大喪の礼
を行う。

第26条 天皇及び皇族の身分に関する事
項は、これを皇統譜に登録する。

近代天皇制の性格に関する重要文書

(1) 五箇条の御誓文（1868年3月14日）全文

- 一 広く會議を興し万機公論に決すべし
- 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふべし
- 一 官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す
- 一 旧来の陋習を破り天地の公道に基くべし
- 一 智識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし

(2) 御誓文の性格

- ①明治天皇が天地神明に誓った「国是」であり、維新の構想という性格
- ②五箇条の御誓文は、戊申の年（1868年）の3月14日、「天神地祇御誓祭」の中で提示
- ③副總裁三条実美の御祭文=「今より天津神の御言寄の隨に天下の大政を執行はむ」「今日の誓約に違はむ者は天神地祇の忽に刑罰給はむ物ぞ」
- ④天皇の言葉（三条読み上げ）=「我国未會有の変革を為んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大いに斯国是を定め、万民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き協心努力せよ」
- ⑤大日本帝国憲法の発布（1889年／明治22年）により、五箇条の御誓文構想を体現したものとして、役割を終える。

(3) 昭和天皇の「新日本建設に関する詔書」（1946年元旦）で御誓文が復活

- ①詔書は、戦後初の元旦に発せられ、天皇の「人間宣言」として知られる。
- ②その中で、「叡旨公明正大又何をか加へん。朕は茲に誓を新にして國運を開かんと欲す」「須らく此の御趣旨に則り旧来の陋習を去り民意を暢達し、官民挙げて平和主義に徹し、教養豊かに文化を築き、以て民生の向上を図り、新日本を建設すべし」
- ③五箇条の御誓文が、戦後社会の出発点において、その構想として再び掲げられ、現在の社会はその延長線上に存在していることに留意が必要
- ④『新日本建設に関する詔書』
「然レドモ朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシテ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スペキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニ非ズ。」
- ⑤1977夏の昭和天皇の記者会見=『この「人間宣言」の主眼は、前段に引かれた「五箇条の御誓文」により、明治天皇がすでに早く民主主義を説いていることの強調にあり、神格の否定は副次的な問題であった、と語っている』（赤坂憲雄『象徴天皇という物語』岩波現代文庫 p17）

(4) 『象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば』（2016年8月8日）

- ①「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごしてきました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中にあって、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人びとの期待に応えていくかを考えつつ、今日に至っています。」
- ②「私が天皇の位についてから、ほぼ28年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごしてきました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えてきましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えてきました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解

を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共にやって来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。」

「聖徳太子と17条憲法」に関する覚書

(1) 「第17条憲法」(抜粋)

①第1条原文「一曰。以和為貴。無忤為宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違干隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。」

②「読み下し」と「現代語訳」の諸説

1. ネット検索

①読み下し「一に曰く、和を以って貴しとなし、忤ふこと無きを宗とせよ。人みな黨あり、また達れる者少なし。ここをもつて、或いは君父に順はず、また隣里に違ふ。然れども、上和ぎ下睦びて、事を論うに諧うときは、則ち事理自づから通ず。何事か成らざらん。」

②現代語訳「一にいう。和をなによりも大切なものとし、いさかいをおこさぬことを根本としなさい。人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことにしたがわなかつたり、近隣の人たちともうまくいかない。しかし上の者も下の者も協調・親睦の気持ちを持って論議するなら、自づからものごとの道理にかない、どんなことも成就するものだ。」

2. 『日本書紀』上一日本の古典をよむ②(小学館／2007年)

〈第1条〉

①読み下し「一に曰く、和を以ちて貴しとしたが、忤ふること無きを宗とせよ。人皆党有り、またさとる者少し。是を以ちて、或いは君父に順はず、乍いは隣里に違ふ。然れども、上和らぎ下睦びて、事を論ふことに諧ふときは、事理自づからに通ふ。何事か成らざらむと。」

②現代語訳「一にいう、和を尊び、並らい背くことのないようにせよ。人はみな党類を組むが、賢者は少ない。それゆえ、或いは君父に従はず、あるいは近隣の人と諍う。しかし、上下の者が和み睦み合い、事を論じて合意に至れば、事の道理は自然に通る。何事であれ、成就しないものはない。」

〈第2条〉

①読み下し「二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万国極宗なり。何の世、何の人が、是の法を貴びずあらむ。人尤だ惡しきもの鮮し、能く教ふるをもちて従ふ。其れ三宝に歸りまつらずは、何を以ちてか枉れるを直さむと。」

②現代語訳「二にいう、篤く三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧である。すなわち一切の生類の行き着くところであり、すべての国々の究極の教えである。どういう世であれ、どのような人であれ、この法を尊ばないことはない。人は極悪である者は少なく、よく教えると従うものである。そもそも三宝によらずして、いったい何で邪悪を正せようかと。」

〈第3条〉

①読み下し「三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君は天なり、臣は地なり。天は覆い地は載す。四時順行して、萬気通ふこと得。地天を覆はむとするときは、壞るるなどを致さむ。是を以ちて、君言ふときは臣承る、上行ふときは下靡く。故、詔を承りては必ず慎め。謹までは自づからに敗れなむと。」

②現代語訳「三にいう、詔を承ったなら、必ず謹んで従え。君は天であり、臣は地である。天は覆い、地は載せる。そうして四季がめぐり、万物が生成するのである。地が天を覆おうとすれば、万物は破滅することになろう。そこで、君が命じ、臣は承る。上行えば、下は従う。それゆえ、詔を承ったなら、必ず謹んで従うべきである。謹んで従わないならば、自滅することになろうと。」

(2) 「17条憲法」が民主主義を体現しているとする今日的諸論説

①百田尚樹『日本国紀』「十七条憲法の凄さ」項(幻冬舎／2018年11月)

1. 聖徳太子が制定したといわれる、日本初の成文法「十七条憲法」は、驚嘆すべき先進性を秘めている。そこには為政者である天皇の権威と力を誇示する文言はほとんどなく、人々が平和に暮らしていくための道徳規範が記されているからだ。

2. そして何よりも驚くべきことは、第一条にある（原文には一条ではなく、「一に曰く」とある）。
- 「和を以て貴しと為し、忤ふること無きを宗とせよ」（原文は漢文）
- これが第一条の書き出しだが、まず「仲良くすることが何よりも大切で、争いごとは良くない」といっているのだ。この後、「何事も話し合いで決めよう」と続く。これは言い換えれば「民主主義」である。世界の国のはほとんどが専制独裁国であった時代に、「争うことなく、話し合いで決めよう」ということを第一義に置いた憲法というのは、世界的にも珍しい画期的なものであったといえる。
3. 第二条には「仏教を大切にせよ」と書かれている。当時の人々にとって宗教は、現代とは比べものにならないくらい重要なものだった。しかも仏教は太子自身が積極的に普及させたものだ。だが、太子はそれさえも第一条に置かずに二番目に持ってきてている。
4. さらに驚くべきは、第三条によく「天皇の詔を大切にせよ」と書かれていることだ。聖徳太子は天皇の摂政であり、同時に皇太子であったわけだから、これを最初に持ってきてても何ら不思議ではない。しかし太子はこれを三番目に置いた。つまり天皇の権威よりも、「和=話し合うこと」や「仏の教え」の方が大切だと言っている。しかも「天皇」そのものではなく、天皇の「詔」を大切にせよと書かれている。これは個人崇拜を求めていないということを意味している。
5. この後の条文にも、人として正しい行いをすることの大切さが書かれている。
6. 「十七条憲法」は実は聖徳太子の作ではなく、後世の偽書という説を唱える研究者も少なくない。八世紀の『日本書紀』編纂時に、聖徳太子が作ったことにして誰かが創作したというのだ。原本がないことや、文法や語句の使い方などが後世風であることからだが、一方、それらの説への反論もあり、眞実は分からぬ。
7. しかし、私は、たとえ「十七条憲法が八世紀に作られたものであっても、その先進性は少しも損なわれるものではないと考える。『日本書紀』の編纂が開始されたのは、第四十代天武天皇の御代で、天皇の権力が絶大な時代である。その時代に、「和と、話し合うことの大切さを謳った」憲法をよしとして創作するというのは凄いことである。（p42-43）

②馬渥睦夫『和の国・日本の民主主義』（KKベストセラーズ／2016年10月）

1. 日本の「国体」とはいったい何でしょうか。それは、一言で言えば“和”です。憲法問題の本質は、「和」を考えること。厳密に言えば、「和の国を造り直す」ということです。今を遡ること1400年以上、聖徳太子の「17条憲法」（推古12年／604）というものがありました。これはまさに、当時の日本の国体を表したものでした。「17条憲法」は、第一条「和を以て貴しと為し」から始まります。
2. 「和」が大切だということはわかりましたが、もうひとつ聖徳太子は重要なことを言っています。それは、その大切な「和」を達成するにはどうしたらいいのかということです。その方法として、聖徳太子は「話し合いなさい」と言っています。「17条憲法」の第17条にこうあります。

一七に曰く、それ事はひとり断むべからず。必ず衆とともに宜しく論ずべし。少事は是れ輕し。必ずしも衆とともにすべからず。ただ大事を論ずるに逮びては、もしさ失あらんことを疑う。故に、衆とともに相弁うるときは、辞すなわち理を得ん。

（現代語訳／一七に言う。物事はひとりで判断してはならない。必ず皆で論議して判断せよ。小事は、必ずしも皆で論議しなくてもよい。ただし、大事の場合、独断では判断を誤ると疑え。そのようなとき、皆で検討すれば、道理にかなう結論が得られるだろう）

3. 現在の学校教育では、「17条憲法」の第1条しか教えません。第1条ですら、まともに教えない場合もあるでしょう。しかし、この第17条もきわめて重要な条文です。聖徳太子は最後の条文である第17条で、「大事な案件に関しては、決して独断では決めず、皆で話し合いなさい」と教えてています。これは、『古事記』の昔から、高天原の神代の昔から続いている、日本人の基本的な精神です。たとえ神様であっても独断専行では決定しません。必ず神々が集まって、相談して決め、その結果を天照大神に「これでよろしゅうござりますか」と差し出して、天照大神が「それでよい」と裁断する。これこそが、日本人の原点であり、

「日本型民主主義」＝「和の国・日本の民主主義」なのです。

4. 私たち日本人は、独自の民主主義というものを、何千年の昔から持っていました。…聖徳太子が「17条憲法」で示した「和」の精神を思い出せばいいのです。
5. 「君民一体」—。これが「日本型民主主義」のひとつの特長であり、「階級闘争」から生まれた「西洋型民主主義」と決定的に違うところなのです。